

いわ 井 つね お
岩 井 経 男

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文 第 135 号
学位授与年月日 平成10年4月23日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 ローマ時代イタリア都市の研究

論文審査委員 (主査)

教授 松本宣郎 教授 佐藤勝則
教授 田中英道

論文内容の要旨

本論文において、私は都市という観点からローマの歴史を叙述しようと試みた。M. ウェーバーがいったように、ローマ文化とは都市文化であったが、その具体的意味についてはあいまいなままであった。また、ローマの歴史は都市ローマの歴史に留まらず、ローマが支配した地域の歴史研究なくしてはその全体像を把握することはできないといわれつつ、その膨大な蓄積の前に呆然と立ち尽くすままである。私はここでローマ史にとって都市とはいかなる意味を持ったのかを考えてみた。

古代都市について今まで様々な角度から研究されてきた。私はここでは、主としてローマの都市制度を研究対象として取り上げ、地域的にはローマ帝国の故地たるイタリアに研究範囲を限定する。ローマ都市制度という言葉はいまだに我国の学界に定着した用語ではないように思われるので、ここで若干の説明をしておきたい。私がここで使うローマ都市制度とは二つの意味を含んでいる。一つは、ローマ支配下にある個々の都市の諸制度 municipal institutions であり、他は、ローマが政策によって形成したローマの統治制度 Roman system of municipality である。後者はすなわちムニキピウム制(市民権政策)、植民市制(植民政策)、同盟市制(同

盟政策)であり、前者の個々の都市制度の実態が明らかになっていくことで、全体のローマの統治制度としてのローマ都市制度が浮かび上がってくる。ただ、ここでことわっておきたい点は、第8-11節(IV、V章)はローマのイタリア都市支配という問題から多少ずれる観点が入っている。それはローマ時代のイタリア都市研究はローマの支配の拡大を説明するだけのものではなく、多様な観点が可能だからであり、都市研究の問題関心を広げた結果であると理解いただきたい。

本論文はテーマ別に構成したので、多少理解が難しい面もあり、編年的にローマの都市制度の歴史をここで簡単に述べて、論文要旨としたい。

「支配という面において、ローマがなした最大の事柄は、都市制度 municipal system の創設であった」とはイギリスのローマ史家H.S.ジョーンズの言であるが、都市ローマは周辺の都市国家を征服し、そこに異なった都市形態と、それに対応する異なった市民身分を与えることにより、イタリア支配を形成、確立していった。周知のように、イタリア半島に都市というものを建設していった先駆者はギリシア人とエトルリア人であった。都市ローマは古代イタリア人の一派ラテン人が主力となり、ラティウム地方北端、すなわち先進的エトルリア地方と境を接する地域に交易を目的として建設された都市であった。つまりラテン同盟の一都市として誕生した。ラテン同盟の他の都市とは、同じラテン人との同族意識があり、ローマ市民に近い権利を認めていた。ラテン人身分はイタリアにおいては、同盟市戦争(前91年-前88年)後、ラテン植民市という都市形態が消滅したにもかかわらず、存続する。

ローマ誕生期、イタリア半島には、すでにエトルリア人、ギリシア人により多数の都市が存在しており、ローマも他都市を意識せざるをえない環境にあった。ところで、当時のイタリア半島ばかりではなく、広く古代世界一般について、都市国家間に頻りに戦争が起こっていることが強調され、古代社会を慢性的戦争状態とする考え方がある。そしてこの状態は都市国家間に一定の国際秩序は存在せず、自然的敵対関係、すなわち、いつ戦争が起こっても自然な関係があったとする。私はこの説に疑問をもっており、当時のイタリア半島にはゆるい一定の国際秩序と呼べるものが存在していたと考える(第7節<Ⅲ章>)。そして後に述べるローマ都市制度とはこの国際秩序の中で形成されていった。

この初期ローマは隣接都市との戦闘を繰り返しながら固有の領域を拡大していった。都市が領域を広げることは、大部分、隣接都市を破壊してその領域を併合することであったが、これはローマに限らず、他都市も行っており、ローマ自身前5世紀末から前4世紀初頭にかけてのウェイイ征服が好例であろう。この場合、ある一定範囲以上の拡大は都市国家にとって不可能であったろう。また、当時のローマは他のラテン都市とともに植民市を建設している。このラテン植民市は古いラテン植民市と呼ばれ、後のローマ独自のそれとは区別されよう。また、近

隣の都市とはローマは同盟関係を結んだと思われる。植民政策と同盟政策はギリシア人、エトルリア人都市には知られていることで、より広くいえば、両政策は古代地中海世界の都市が頻繁に行っていたものであろう。

これに対して、ムニキピウム制はローマ独自の都市形態と思われる。この制度の遠い起源については、ギリシア起源を唱える研究者もいるが、本論文では立ち入ることはしなかった。しかし、この制度が十分に展開したのはローマにおいてである、という点においてまさにローマ的なものだった。

さて、ムニキピウムとはなにか。これについては本論文第1節および第2節において取り上げた。リウィウスによれば、ムニキピウムは前381年ラテン都市トゥスクルムに設置されたのが始まりであった。トゥスクルムの住民はローマ市民権を賦与され、都市の自治組織は維持された。その後、前353年エトルリアのカエレがムニキピウムとなった。この場合、カエレの住民は投票権のない市民権を賦与された。しかし、ムニキピウム制が制度として定着したのは前340年に始まり前338年に終結したラテン戦争後であった。この戦争はローマと他のラテン同盟諸都市との間に起こったものだが、ローマは戦勝後、征服した都市住民にはローマ市民権を与え、都市には自治を認めた。これ以降、ローマは征服地を獲得するたびに、既存都市の政治制度を温存させ、住民にローマ市民権を与えていき、ムニキピウムを増加させていった。

このムニキピウム制で長年論争されてきた問題とは、ムニキピウム自治についてであった。この都市形態が持った自治権こそがこの制度の本質を示し、ローマ・ムニキピウム関係を明らかにする。従来説の代表 H. ルドルフは「征服され併合された都市において、ローマはどこでも自律的制度を許さなかった。自律的制度に代えて、ローマの行政の要求に応えるべき根本的に新しい制度を設置した。だから、我々がムニキピウムで出くわす諸制度は、どの時代においてもいつもまったくローマが都市に対して押しつけたものなのである」と、この関係をまったく近代国家における国家と都市の関係で解釈する。私はこれについて都市政務官職と都市裁判権を検討し、ローマ・ムニキピウム関係はむしろ同盟関係に近いものとの結論を得た。また、都市の保持した裁判権については第3節で取り上げた。

ローマの固有領域の拡大の個別事例研究として、第4節でピケヌム地方のローマ市民権の様子を取り上げた。そして、イタリア同盟市がローマ市民権を求めてローマに対して武器を取った同盟市戦争（前91年－前88年）の結果、同盟市、ラテン植民市の住民はすべてローマ市民権を受け、都市はムニキピウムとなった。共和政末期の史料にはムニキピウムとはイタリア地方都市の代名詞となってあらわれる。イタリア半島にローマ市民権が拡大した結果、ローマは都市国家の性格を残しながら領域国家の様相を帯びようになる。同盟市戦争時、およびその後のローマの市民権政策については第5節（I章）で取り上げた。

さて、前述のラテン戦争は、ムニキピウム制の定着ばかりでなく、他の都市形態におおきな影響をおよぼした。ラテン植民市は、それ以前についてもローマの主導権が強く作用したと思われる幾つかの例はあったが、この戦争でラテン同盟が解体したため、名実ともにローマ主導のラテン植民市がこれ以降建設されていった。つまり、これ以降のラテン植民市はローマの固有領域の、原則として内陸部の端にこの領域を守るように配置された。この植民市は入植者がローマ市民であっても入植後はラテン人となり、法的にはローマから独立した都市国家であった。また、入植者には比較的大きな面積の土地分配があり、一都市あたりの植民者数も多かった。これを一般的に大規模内陸型植民と呼ぶ。

これに対して、ラテン戦争後、新しい植民が開始された。ローマ市民権植民市である。これは植民者はローマ市民権を失わず、ローマの固有領域内の沿岸部に小規模の人数で入植したものである。小規模沿岸型植民である。このように、ローマは拡大した固有領域の統治機構としてローマ市民権植民市、ムニキピウムを創り出し、都市国家の限界を超えた。ローマの固有領域の拡大はラテン戦争から約70年後にはアドリア海沿岸部まで達し、中部イタリアの状況は同盟市戦争までほとんど固定化する。

ローマの植民政策は上記二種類の植民市建設に留まるものではなく、都市建設を伴わない個人的土地分配があった。この形式は同盟市戦争以前に幾つかの例が知られ興味深い情報を我々に伝えるが、戦後のいわゆる退役兵植民に適用されていった。私は第6節（Ⅱ章）で植民政策を取り上げたが、ここではローマのトリブス制が同盟市戦争以前の植民政策を強く規制していたことを明らかにした。つまり、同盟市戦争以前のローマは都市国家体制を維持しようとの努力を続けた。

さて、同盟市であるが、これは本来独立した都市が条約を通してローマとの同盟関係に入ったものである。ローマは固有領域を拡大させる一方、他の独立都市と積極的にさまざまな同盟関係を取り結んでいった。そして前272年、ローマに敵対していた南イタリアのタレントゥムがローマに降伏しローマの同盟市となったことで、ローマに対抗する都市はもはやイタリアに存在しなくなった。概説的にいえば、この時をもってローマのイタリア統一が完成したと説明されるが、これはローマがイタリア内の他都市あるいは他種族となんらかの関係を取り結び、ローマの都市制度の中にすべて取り込まれたことを意味する。ローマの固有領域にはローマ市民権植民市とムニキピウムが軍事・統治機構としてあり、ローマ領域に近い地域に法的には独立したラテン植民市が配置され、遠方の都市、種族とは同盟関係を樹立させたのであった。都市が都市を支配する体制が完成したのである。

さて、ローマ都市制度の歴史にとって同盟市戦争は重大な意味を持つ。ローマの共和政体制とはいってみれば都市国家体制であった。ここで都市国家体制とは市民権、トリブス、ケントゥ

リアなどの制度を指す。そしてこの都市国家体制を基礎として政治体制の共和政が成立していた。例えば第6節(Ⅱ章)で論じたように、トリブス制はローマの植民政策を強く規定していた。ところが、第5節に述べたように、同盟市戦争後、ローマのトリブス制はもはや実質的意味を喪失する。市民のトリブス、ケントゥリア所属を確認するケンススは同盟市戦争後、ほぼ20年を経た前70年にやっと着手された。共和政末期の政治的混乱といわれるものは、実は同盟市戦争の結果、ローマが都市国家体制を維持できず、新たな体制を模索する時期でもあった。

同盟市戦争によって、戦前のローマ市民数とほぼ同数あるいはそれ以上の新市民が市民団に加わった。民会の主導権を新市民に奪われることを危惧したローマ保守派は既存の35トリブスに新市民の加入を認めず、少数の新トリブスに彼らを押し込めようとしたが、第5節に述べたようにこの計画は失敗に終わる。しかし、市民権がイタリア半島に量的・地理的に爆発的に拡大したにもかかわらず、民会はローマで開催され続けた。その結果、民会の機能はこの時期、劇的に衰退する。政務官選挙には多数の、新市民であるイタリア人が立候補し、選挙が以前に増して激化する(参考論文参照)。元老院議員にはイタリア出身者が増加する。このような環境の下に、イタリア出身者のチャンピオンとしてアウグストゥスが登場してくるのである。

さて、同盟市戦争後、イタリアにおける都市の形態はムニキピウムと植民市(ローマ市民権)のみ、となり、自由人住民はローマ市民であり、きわめて単純化された。ここでローマとイタリア都市の関係は、あたかも近代領域国家の中央と地方のごときものに変化する。だが、ローマとイタリア都市の関係が近代的意味での中央と地方の関係に解消されるわけではなく、きわめて微妙であった。そこで、領域国家となったローマのもとでのイタリア都市研究は、今までの、ローマの支配の拡大における都市の果たした役割という観点のみならず、より広くローマ社会における都市の意味を問うことになる。これには史料の状況も関係する。一体に、同盟市戦争以前のイタリア都市関係史料はきわめて乏しく、都市内部社会を伝えるものに至ってはほとんどないに等しい。これに対して、戦後については主として碑文史料、考古学史料が相当量、使用できる。特に、ポンペイから得られるローマ社会についての情報量は都市ローマを除外すると、飛躍的に大きい。

イタリアにおいては、いわゆる都市政策としては植民政策が残った。ちなみに、属州においては従来の都市制度は存続し、属州の統治に大きな役割を持ち続けた。

同盟市戦争後のローマの植民活動は退役兵植民と総称されるが、属州における新たな植民市建設を伴うものと、イタリアにおける既存の都市へ個人的土地分配の形で入植する二つのタイプがあった。この二つのタイプに含まれないのが北イタリア、ガリア・キスアルピーナ地方の新都市建設である。この地方は都市化とローマ化の遅れた地域であり、同盟市戦争時、ラテン市民権を与えられた。そして新都市の建設は土着住民のためのものだった。これについては第

8節（IV章）においてムニキピウム・ティーケーヌムの都市計画を中心に論じた。

さて、第9－11節（V章）では、イタリア都市の一例としてポンペイを取り上げた。ポンペイは前6世紀頃、ギリシア人あるいはエトルリア人の影響下に都市建設がなされた都市である。そして、前5世紀後半、サムニウム人に占領され、サムニウム人都市として発展する。この都市は第3次サムニウム戦争時の前3世紀初頭、ローマとの同盟関係に入ったと推定される。同盟市戦争ではポンペイはイタリア同盟側につき、ローマと戦うが、スッラの軍門に下り、ローマ市民権を賦与される。この時、ポンペイがムニキピウムになったのか、なにか特例的な扱いを受けたのか論争があるが、第9節で私はポンペイがムニキピウムであったと考える立場を主張した。前80年、ポンペイはスッラの植民を受け入れ、都市埋没時の79年までの160年間、ローマ市民権植民市として生き続けた。第9節では、また、既存の都市が新植民者を受け入れる場合に起きた様々な問題を指摘した。

さて、ローマ社会の一例としてのポンペイ社会であるが、第10節ではポンペイの都市政務官選挙を取り上げた。ポンペイには数多くの選挙ポスターが残されているが、ここから社会の様相をうかがい知ることができる。まず、ローマの選挙においては、保護者・庇護民関係が当落を左右したと一般的にいわれるが、ポンペイにおいてはその様なことは証明されない。それでは、立候補者と支持者の関係はどのようなものだったかを問い、比較的貧しい職業集団が積極的に選挙に参加していることに注目した。そして、貧しい者達は臨時の生活費の収入源として公共事業を求めたのではないか、それ故、公共事業に責任を持つ都市政務官選挙に熱心だったと考えた。

第11節は前節で提示した、都市貧民と公共事業の終わりについて論じた。都市の公共建築物は今まで漠然と奴隷の強制労働によって建設されたと考えられてきたが、史料は異なった様相を示しているように見える。つまり、都市の公共施設建設の単純労働は都市の貧しい自由人によって賄われた。そして、ローマの為政者は都市貧民の生計維持のために公共事業が必要だったことを認識していた。このことはまた、ローマの奴隷制度についても再考を促す。

さて、最後に同盟市戦争後のローマと都市の関係について一応のまとめをここでしたい。

本来、ローマは中央政府という側面とイタリアの一都市という側面の二面の顔を持った。同盟市戦争以前は、この二面がそれほど矛盾なく両立していたが、それが戦後、大きく分裂していく。中央政府機関としての民会、元老院、政務官は同盟市戦争の影響を強く受けた。中央政府が共和政から帝政へ移行したことがイタリア都市にいかなる意味を持ったのか早急に結論づけることはできないが、ポンペイその他のイタリア都市の動向を見ると、同盟市戦争ほど大きな影響はなかったのかもしれない。イタリア都市は同盟市戦争時、命を賭けてローマ市民権を熱望し、トリブス所属についても大勢の地方住民がローマに押し掛けている。しかし、その後、

イタリア都市のローマに対する示威行動は影をひそめる。だが、地方都市の有力者は中央の官職を求めローマにやってくる。ただし、彼らに地元代表との意識があったかどうかは疑問である。また、前1世紀のイタリア都市は建築ブームが到来する。あたかも中央政界の混乱をあざ笑うかのようにイタリア都市は自分達の都市の美化・整備に熱中するのである。

一方、中央政府であるはずのローマは行政範囲を都市ローマに限定していく。かつて、ローマの固有領域に存在する全市民のケンスス実施を担っていたローマは、同盟市戦争後の早い段階で、ケンススを試みた際、実質的担当をイタリア都市に委ねている。また、グラックスの改革によって創出された穀物の安価な配給もグラックス時代当初から対象は都市ローマであった。民会の活動は鈍化し、ローマの政務官は管轄範囲をローマ近郊に限定する兆しが見えてくる。

結論的にいうならば、共和政末期から元首政期にかけて、イタリア都市はローマから、かなり自律した政治・経済を営んでいたのではなかろうか。これは古くからの都市国家の伝統が帝政期に至っても生きつづけていたといっても良い。これをローマ側からいえば、ローマも都市国家の性格を依然引きずっていたということになる。ローマの都市国家的性格は同盟市戦争後も生き続ける。

論文審査結果の要旨

本論文は、古代都市国家であるローマが、紀元前509年から、前1世紀初めにイタリア半島の支配を完成させるまでの時代の、ローマのイタリア都市支配体制の過程を歴史的に解明したものである。従来のローマ史研究は、ローマ自体の制度や政治に重点がおかれ、イタリアの諸民族の都市については、ローマの観点からの研究にとどまっていた。論者は関連する研究史を綿密にたどり、ローマ史中心の偏りをもつリウィウスやポリュビオスなどの古典史料を丹念に読み返して、さらに碑文資料や考古学の最新の発掘報告をも豊富に活用して、当該問題についての新知見を提示している。

第I章「ムニキピウム制」は、ローマが次第に強力になり、前381年前から、ローマに服する都市をムニキピウム（自治都市）として支配下においた制度を取り上げる。これによってローマが圧倒的な支配力を行使したというモムゼンらの説に対して、論者はムニキピウムがローマの支配の巧妙さを示すにしても、個々のムニキピウムは固有の政務官職や裁判権をある程度はもち続けていたことを主張する。そのための実証作業として北イタリアのガリア・キスアルピーナの諸都市の裁判権をローマの裁判権に組み入れることを定めた「ルブリウス法」を分析し、諸都市の諸制度の存続を指摘する。ローマの都市支配は従来から考えられていたよりも多様で、

また寛大でもあったのである。ここでは法学の方法とその研究成果がきわめて的確に利用されていることが評価できる。

また論者は、ローマが他都市に市民権を賦与する政策についても分析し、同盟市戦争（前91-88年）後に全イタリアの都市にローマ市民権が与えられてローマのイタリア支配が完成したと見られる時点になっても、市民登録については新しい市民がそれぞれの都市で行うことを指摘し、ローマの支配は都市を重視し、大きな自立性を許すものであった、と論ずる。

第Ⅱ章「植民政策」は、ローマの支配権の、より強力な面を示す植民市建設を取り上げる。ラテン人都市と共同で行った植民とローマ市民が送られる植民とを年代順に整理し、植民の軍事目的をもっぱら強調する従来説に対して、特にローマ市民植民に際しての土地分配がローマの政治・社会の上でもった意義を見だし、当該問題をローマ史の、より広い枠組みの中で見るべきだ、と論ずる。

第Ⅲ章「同盟政策」は、ローマ以外にイタリアに多数存在していた都市のうち、ローマ人とは異なる民族であるエトルリア人、ギリシア人の諸都市との同盟を、ローマがどのように結んでいたかを検討する。都市により、同盟の結び方は多様であり、従来古代イタリアには「自然的敵対関係」が前提されていて、2都市間に同盟条約がなければ戦争状態にあった、とする説が有力であったのに対し、論者は反論し、実際にはイタリアには一種の「国際法秩序」が存在していたと主張する。この主張はまた、従来ローマ史研究が、ローマの地中海支配を「帝国主義」と促えてきたのに対し、イタリアにおけるローマの支配にはかなりの制約性があったこと、ローマは都市国家の制度を守ろうとし続け、他都市の諸制度の存続を許したことが改めて強調される。

第Ⅳ章「都市建設」は、ローマ以外のイタリア都市の歴史についての情報が乏しい中で、北イタリアの都市ティーキーヌムの、考古学とトポグラフィの研究に基づく考察である。本来ガリア人の共同体であったティーキーヌムが、前2世紀から1世紀にかけて都市化し、ローマ化していったことが詳細に示される。ティビレッティの研究に負うとはいうものの、ローマ以外の都市研究が皆無に等しい我が国の学界にとっては、きわめて貴重な紹介であり、古代イタリア史におけるローマ中心史観への批判の一環として意義をもつ。

第Ⅴ章「ポンペイ研究」も、特定のイタリア都市の考察である。ポンペイもまた文献史料に欠けるが、広大な遺跡の発掘により、膨大な考古学・碑文の資料が得られる。論者はポンペイの歴史について、これが前89年にローマに降伏してムニキピウムとなり、前80年には植民も行われた、と推測する。その上で膨大な、いわゆる「選挙ポスター」の資料を詳細に検討し、帝政に入った後1世紀の時点とはいえ、イタリアの一地方都市における政務官選挙が市民参加により、盛んに行われていたこと、一般市民が政治家たちに働き口確保のために公共事業を求め

ていたことが推測されている。

以上のように、本論文は古代ローマ共和政の歴史について、従来の視点を批判し、ローマに支配されたイタリア都市に視点を定めた上で深く考究し、諸都市の制度の存続や、古代イタリア半島における都市関係の多様性など、新しい知見を提示している。研究史の整理も綿密であり、文献史料の検討も周到である。また文献史料を補う、考古学・碑文学への目配りもゆきとどいている。本分野の研究において資するところは大きなものがあると言えよう。

よって本論文の提出者は博士（文学）の学位を授与される十分な資格を有するものと認められる。